役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人わらべ福祉会の役員及び評議員、苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第３条　理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬は支払わないものとする。

（理事及び評議員の業務報酬等）

第４条　理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬支払うことができる。

２　理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

３　評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬等）

第５条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。同一日に開催された評議員会及び理事会に出席したときでも報酬は１日分とする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

２　監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第６条　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。同一日に開催された評議員会及び理事会に出席したときでも報酬は１日分とする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

２　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の報酬等）

第７条　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。同一日に開催された評議員会・理事会に出席したときでも報酬は１日分とする。また、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条事項の報酬は支払わないものとする。

２　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、評議員選任・解任委員業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

（報酬等の支給方法）

第８条　常勤役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（出張旅費）

第９条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、わらべ福祉会旅費規程に準じ日当及び旅費等を支給することができる。

２　旅費は、実費を支給する。

３　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第１０条　施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

（改正）

第１１条　本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付　則

この規程は、平成２４年４月１日より適用する

改　定：平成２９年４月１日

改　定：令和　５年４月１日

改　定：令和　７年７月１日

別表１（日額）

名　　称	報　　酬
理事会出席報酬等	5,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000 円

別表２（日額）

名　　称	報　　酬
理事長業務報酬等	5,000 円
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円
苦情対応第三者委員業務報酬等	5,000 円
評議員選任・解任委員業務報酬等	5,000 円

理事及び評議員、監事に対し、それぞれ各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で支給する。